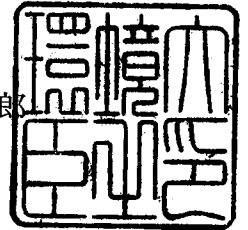


諮 問 第 5 3 0 号
環水大土発第2007081号
令和 2 年 7 月 8 日

中央環境審議会会長

武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
小 泉 進 次 郎



農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)- β -D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸 (別名ポリオキシシンA)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)- β -D-アロフランウロン酸 (別名ポリオキシシンB)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2,3-ジデオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)- β -D-アロフランウロン酸 (別名ポリオキシシンG)、1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-メチル-2,4-ジオキソピリミジニル)- β -D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸 (別名ポリオキシシンH)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-メチル-2,4-ジオキソピリミジニル)- β -D-アロフランウロン酸 (別名ポリオキシシンJ)、1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジニル)- β -D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸 (別名ポリオキシシンK)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジニル)- β -D-アロフランウロン酸 (別名ポリオキシシンL) 及び5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2,

3-ジデオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフラン
uron酸 (別名ポリオキシンM) の混合物 (別名ポリオキシン複合体)

5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミ
ド)-1-(5-カルボキシ-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキ
ソピリミジニル)-1, 5-ジデオキシ-β-D-アロフランuron酸亜鉛塩
(別名ポリオキシンD亜鉛塩)

二リン化三亜鉛 (別名リン化亜鉛)

(別紙2)

3, 5-ジニトロ- N^4 , N^4 -ジプロピルスルファニルアミド (別名オリザリン)

2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル= (ジブチルアミノチオ) メチルカルバマート (別名カルボスルファン)

ジメチル=テトラクロロテレフタレート (別名クロルタールジメチル)

エチル= N -[2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル
オキシカルボニル (メチル) アミノチオ] - N -イソプロピル- β -アラニナート (別名ベンフラカルブ)

中環審第1123号
令和2年7月8日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



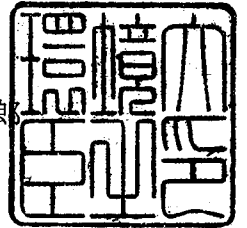
農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和2年7月8日付け諮問第530号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第539号
環水大土発第2010301号
令和2年10月30日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
小泉進次郎



農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(RS) - 2 - [2 - (1 - クロロシクロプロピル) - 3 - (2 - クロロフェニ
ル) - 2 - ヒドロキシプロピル] - 2, 4 - ジヒドロ - 1, 2, 4 - トリアゾー
ル - 3 - チオン (別名プロチオコナゾール)

(別紙2)

メチル=4-[(4,5-ジヒドロ-3-メトキシ-4-メチル-5-オキソ-1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)カルボニルスルファモイル]-5-メチルチオフェン-3-カルボキシラート (別名チエンカルバゾンメチル)

(RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)

(RS)-2-[2-(1-クロロシクロプロピル)-3-(2-クロロフェニル)-2-ヒドロキシプロピル]-2,4-ジヒドロ-1,2,4-トリアゾール-3-チオン (別名プロチオコナゾール)

中環審第 1 1 4 3 号
令和 2 年 1 1 月 2 日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長代理 白石 寛明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦
(公 印 省 略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和 2 年 1 0 月 3 0 日付け諮問第 539 号をもって環境大臣より当審議会に対して
なされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、
土壤農薬部会に付議する。